白川町長が所管する施設の使用手続に関する規則をここに公布する。

令和８年１０月１３日

白川町長　　佐　伯　正　貴

白川町規則第２４号

白川町長が所管する施設の使用手続に関する規則

（趣旨）

第１条　この規則は、白川町長が所管する施設のうち別表に掲げる施設（以下「対象施設」という。）の使用の承認の申請、使用料の減免の申請、使用の取消しその他使用に関する手続について必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第２条　この規則において「システム」とは、岐阜県が運用し、関係団体が共同利用する施設使用申込みに係る情報システム（岐阜県公共施設予約サービス）をいう。

（適用関係）

第３条　対象施設の使用に関する手続については、当該施設の設置及び管理に関する条例及び当該施設の管理及び運営に関する規則に定めるもののほか、この規則の定めるところによる。

（準用）

第４条　第１条から前条までに定めるもののほか、対象施設の使用に関する手続については、白川町教育委員会が所管する施設の使用手続に関する規則（令和８年白川町教育委員会規則第６号。次条において「教育委員会規則」という。）第４条から第１５条までの規定を準用する。

（読替え）

第５条　前条の規定により教育委員会規則を準用する場合において、同規則中「委員会」及び「館長又は委員会」とあるのは「町長」と、「使用許可等」とあるのは「使用承認」と、同規則第４条第４項中「館長」とあるのは「町長」と、同規則第５条第１項及び第２項中「許可」とあるのは「承認」と読み替えるものとする。

（委任）

第６条　この規則に定めるもののほか必要な事項は、町長が別に定める。

附　則

この規則は、令和８年１１月１日から施行する。

別表（第１条関係）

対象施設
白川北活性化施設（白川北地区公民館）
白川町農村環境改善センター（黒川地区公民館）
白川町農林漁家婦人活動促進施設（佐見地区公民館）
佐見むつみ会館

備考　括弧内に記載する施設の名称は、白川町公民館管理規則(昭和５７年白川町教育委員会規則第２号)第１１条第１項で規定する地区公民館としての名称である。